## 適格分割等による転廃業助成金等に係る ※整理番号 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書 **公務署受付公** 税 納 地 電話( ) (フリガナ) 人 名 等 令和 年 月 日 号 人 番 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 税務署長殿 業 事 業 種 目 (フリガナ) 連 整理番号 \* 法人名等 税 結子法人である場合と 門 部 署) 局 本店又は主たる 務 事務所の所在地 決 算 期 電話( 署 (フリガナ) 処 業種番号 代表者氏名 理 整理簿 代表者住所 に限 欄 記載 □ 親署 → 子署 事業種目 業 回付先 子署 ⇒ 調査課 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法第67条の4第7項の 規定により下記のとおり届け出ます 記 適格分割等 適格分割·適格現物出 資 適格分割等に係る 法 人 名 等 税 地 納 分割承継法人等 代表者氏名 格分割等 分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額 円 円 分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額 特別勘定の 転廃業 円 金額に係るもの 転 廃 業 助成金 期中特別勘定の

税	里	士	署	名										
※税務署	部		決算		業種	番	整理	備	通信	/r:	_	п	Thr∃∏	
処理欄	門		期		番号	号	簿	考	日付印	牛	月	Ħ	確認	

年

月

助成金等

取得する見込み である固定資産

(その他参考となるべき事項)

の金額

金額に係るもの

取得予定日

転廃業助成金等の名称

円

日

## 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第7項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第16条の規定による改正前の措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第68条の102第8項の規定により届け出る場合に、その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人 にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第67条の4第7項の規定」を「令和2年旧措置法第68条の102第8項の規定」と読み替えてください。
  - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第67条の4第6項第2号又は令和2年旧措置法第68条の102第7項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
  - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 67 条の4第6項第2号又は令和2年旧措置法第 68 条の102第7項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
  - (5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項又は令和2年 旧措置法第68条の102第7項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第67条の4第 6項第2号又は令和2年旧措置法第68条の102第7項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
  - (6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項又は令和2年旧措置法第68条の102第7項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第67条の4第6項第2号又は令和2年旧措置法第68条の102第7項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - (7) 「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第67条の4第6項第2号又は令和2年旧措置法第68条の102第7項第2号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。
  - (8) 「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。
  - (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (10)「※」欄は、記載しないでください。

## 4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。